

こ支総第30号
デ国第64号
令和8年1月27日

各都道府県こども政策担当部局長
都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局長
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
文部科学省総合教育政策局政策課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

こども家庭庁支援局総務課長
デジタル庁国民向けサービスグループ参事官

こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なGビズIDの
事前取得について（依頼）

令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）は、本年12月25日に施行されます。

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム（仮称）」（以下「システム」という。）を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。

対象事業者のうち、犯罪事実確認などの措置が義務化される「学校設置者等」については、施行日から直ちに犯罪事実確認の手続を行うことができる必要があります。このため、事業者の登録漏れや登録情報の誤りを防ぐ観点から、こども家庭庁では、本年4月から施行日までの間に、所轄庁を通じて事業者情報をとりまとめ、システムへの一括登録と各事業者アカウントの発行を行う予定です。学校設置者等は、本年4月末頃までに確実にGビズIDを取得した上で、この一括登録の手続の中で、こども家庭庁に他の情報と併せて事前登録する必要があります。

この一括登録の手続においては、まず、学校設置者等（別紙の1から5までの各表の④欄に定める機関）がGビズIDを取得した後、学校設置者等の「施

設・事業所」(別紙の1から5までの各表の③欄に定める機関)に対して、そのGビズIDに関する情報(氏名やメールアドレス)を伝えます。学校設置者等の「施設・事業所」は、GビズIDに関する情報を含むシステムのアカウント登録に必要な事業者情報を、当該施設・事業所を管轄する「所轄庁」(別紙の1から5までの各表の②欄に定める機関)を通じて「登録とりまとめ担当」(別紙の1から5までの各表の①欄に定める機関)に集約し、「登録とりまとめ担当」からこども家庭庁に提出することを予定しています。

これらを踏まえ、貴職におかれては、別紙にお示しする関係部署、関係機関等に対し、下記の事項について、周知をお願いします。

記

1 依頼事項(参考1)

(1) 登録とりまとめ担当(本通知の宛先)への依頼事項

担当する所轄庁に対して、管内に施設・事業所を有する学校設置者等(施設等運営者(※1)を含む。以下同じ。)がGビズID(※2)の取得を行うよう、(2)に基づく周知依頼をお願いします。

(※1) 「施設等運営者」とは、学校設置者等から地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項若しくは国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の3第1項の規定による指定又は委託を受けて、当該学校設置者等が設置する学校等又は当該学校設置者等が行う児童福祉事業に係る事業所を管理する者をいいます。いわゆる指定管理事業者や委託事業者のことを指します。

(※2) GビズIDは、事業者が一度アカウントを取得すると、国や地方公共団体等の240以上のウェブサイトログインできるようになる認証サービスです。補助金や社会保険手続、各種許認可などの電子申請に利用できます。概要や仕組みについては、参考2も併せてご確認ください。本通知では、本認証サービスで用いられるアカウント(各種ウェブサイトへログインする際に使用するアカウント)をGビズIDと呼んでいます。

(2) 所轄庁への依頼事項

管内に施設・事業所を有する学校設置者等が、GビズIDの取得を行うよう、管内の施設・事業所の一覧を作成の上、当該一覧の全ての

施設・事業所に対し、(3)に基づく対応について、依頼をお願いします。

なお、既に既存の施設・事業所の一覧があるときは、新たに作成する必要はありません。

(3) 施設・事業所への依頼事項

システムで用いるアカウント登録に当たっては、ログイン時の本人確認の負担軽減、なりすましの防止等の情報セキュリティの確保等のため、まずGビズID（プライム）の取得が必要となります。

GビズID（プライム）は、法人代表者のアカウントです。そのため、施設・事業所ごとではなく、その設置者である学校設置者等（学校であれば、教育委員会や学校法人、児童福祉施設であれば、地方自治体や社会福祉法人など）の代表者のみが取得できます。

各施設・事業所は、その設置者である学校設置者等に対し、2で示す申請方法により、速やかに（遅くとも令和8年4月までに）GビズID（プライム）を取得するよう、依頼をお願いします。

また、施設・事業所が、指定管理や委託による場合は、学校設置者等又はその施設・事業所から、施設等運営者に対して、GビズID（プライム）を取得するよう、依頼をお願いします。

2 GビズIDの申請方法

GビズID（プライム）の取得申請の方法については、デジタル庁のWebサイトに掲載されている「ご利用ガイド」や「解説動画」を参照し、同サイトから申請いただくようお願いします。

(GビズID（プライム）取得申請サイト)

https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html

(ご利用ガイド)

① 国・地方公共団体の場合

GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（府省・地方公共団体職員用）

[QuickManual_Prime_gov.pdf](#)

② 法人の場合

GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（法人代表者）

[QuickManual_Prime_corporation.pdf](#)

- ③ 個人事業主（法人格のない団体を含む。）の場合
GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編（個人事業主）
[QuickManual_Prime_sole-proprietor.pdf](#)

（GビズIDよくある質問）

<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>

（GビズID解説動画）

<https://pr.gbiz-id.go.jp/movie-gallery/index.html>

3 留意事項

（1） GビズID（プライム）の取得者について

GビズID（プライム）は、法人代表者または個人事業主に対して、発行するアカウントであり、法人については当該法人の代表者（組織の長である理事長や代表取締役など）しか取得できません。

ただし、府省又は地方公共団体においては、法に基づく各種手続について統括的な責任を有する者（課長職相当以上の役職者）であれば、市長や知事等でなくとも、GビズID（プライム）を取得できます。なお、府省又は地方公共団体がこども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズID（プライム）を取得する際は、取得者は、組織（府省又は地方公共団体）で一人としてください。

各学校設置者等において、GビズID（プライム）を取得することが想定される役職例については、[「こども性暴力防止法施行ガイドライン」別紙7](#)を参照ください。

（2） GビズID（プライム）の早期取得について

例年、4月から数カ月間は、年度替わりに伴う手続が多く発生することから、GビズID（プライム）の取得申請も多くなる傾向にあります。通常であれば、オンライン申請では最短即日で、書類郵送申請では2週間程度で発行が可能です。本年も4月頃は、申請から取得まで、通常よりも時間がかかることが想定されます。

本年4月には、こども性暴力防止法のシステムの一括登録の手続が開始されますので、それまでに確実にGビズID（プライム）の取得がなされるよう、本通知に基づく依頼がなされたら、速やかにGビズ

ID（プライム）の取得申請の手続を開始していただくようお願いいたします。

(3) GビズID（メンバー（第一管理者））の取得について

GビズID（プライム）は、(1)のとおり、組織の代表者のみが取得することができますが、代表者以外の実務担当者も各種手続を行うことができるよう、子アカウントとして、GビズID（メンバー）と呼ばれる仕組みもあります。GビズID（メンバー）には、GビズID（プライム）と同等の権限を付与することが可能であり、当該権限を付与されたGビズID（メンバー）は、第一管理者と呼ばれます。

こども性暴力防止法のシステムの初回ログインに当たっては、4②のとおり、施設・事業所から所轄庁を通じてこども家庭庁に登録されるGビズIDの所有者のみがログインできることとなりますが、GビズID（プライム）及びGビズID（メンバー（第一管理者））の所有者であれば、いずれもログインすることができます。

ログイン後は、GビズID（プライム）及びGビズID（メンバー（第一管理者））の所有者は、犯罪事実確認書の交付申請等の各種手続を担う組織の担当者に対し、システムを通じて権限の設定ができます。

GビズID（プライム）の所有者は組織の代表者ですが、他の業務との兼ね合いから、代表者自身はシステムのアカウント発行や権限設定などの実務的な作業を担うことが難しい可能性が考えられます。そのため、必要に応じて、GビズID（メンバー（第一管理者））を取得してください。

なお、GビズID（メンバー（第一管理者））は、GビズID（プライム）の所有者がGビズIDのマイページにログインした後、GビズID（メンバー）を作成した上で、当該アカウントに第一管理者の権限を付与することで作成することができます。作成方法は次のマニュアルをご確認ください。

(ご利用ガイド)

GビズIDクイックマニュアルGビズID（メンバー（第一管理者））
[QuickManual_Member.pdf](#)

(4) 府省又は地方公共団体が学校設置者等としてGビズIDプライムを

登録する際の留意事項

府省又は地方公共団体が、学校設置者等又は施設等運営者としてGビズID（プライム）を登録する場合の申請方法は、令和8年3月までは申請書類の郵送のみによる受付としていますが、4月以降はオンライン（インターネット環境のみ）による申請が可能となり、申請書類が簡略化される予定です。オンラインによる申請の流れ（予定）については、参考3も併せてご確認ください。

4 システムの利用に向けた今後の流れ

システムの利用に向けた今後の具体的な流れは、次の①から⑦までに掲げるとおりです。今後、別途、システムのアカウト取得のためのマニュアルをお示しする予定です。

学校設置者等・施設等運営者

- ① GビズID（プライム）の取得（令和8年4月末頃まで）
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、デジタル庁にGビズID（プライム）の発行を申請する。
 - ・ GビズID（プライム）の取得後、必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者））を登録する。GビズID（プライム）又はGビズID（メンバー（第一管理者））を取得した者が、②までに異動した場合には、変更手続きを行う。
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、同一法人内の施設・事業所に対して、取得したGビズID（プライム）（必要に応じてGビズID（メンバー（第一管理者））の情報（氏名とメールアドレス）を共有する。

学校設置者等・施設等運営者（※施設・事業所が登録）

- ② 事業者情報の登録（令和8年4月～6月：約3か月）
 - ・ 施設・事業所は、学校設置者等・施設等運営者が取得したGビズIDを含む事業者情報を所轄庁へ登録する。

所轄庁

- ③ 事業者情報の確認・とりまとめ・提出（令和8年5月～7月末）
 - ・ 登録された事業者情報に不備がないかの確認を行う。
 - ・ 登録された情報を取りまとめ、登録とりまとめ担当に提出する。
 - ・ 登録とりまとめ担当は、担当する全ての所轄庁からの提出情報を、

こども家庭庁に提出する。

所轄庁/学校設置者等・施設等運営者（※施設・事業所も含む。）

- ④ こども家庭庁からの問い合わせへの対応（令和8年8月～10月末）
- ・ こども家庭庁から登録された事業者情報に係る問い合わせがあった場合には、問い合わせの内容を確認し、回答する。

学校設置者等・施設等運営者

- ⑤ 権限設定準備（令和8年11月～12月上旬）
- ・ システムで設定されている権限（全ての権限／犯歴の確認ができる権限／権限の設定ができる権限／事務のみができる権限等）を、いずれの従事者に設定するかを検討する。

学校設置者等・施設等運営者

- ⑥ 権限設定（令和8年12月中旬にシステム暫定稼働）
- ・ こども家庭庁から②で登録したGビズID（プライム）及びGビズID（メンバー（第一管理者））のメールアドレス宛に、システムのログイン先情報が通知される。
 - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、GビズID（プライム）又はGビズID（メンバー（第一管理者））を用いて、システムにログインし、権限の設定を行う。

学校設置者等・施設等運営者（令和8年12月25日～）

- ⑦ 犯罪事実確認の申請
- ・ 施行日以降、システムを通じて、犯罪事実確認の申請等を行う。

※ こども家庭庁が①から⑦までの手続により取得する個人情報は、システムのアカウント登録に使用します。

【連絡先】

こども家庭庁支援局総務課

こども性暴力防止法施行準備室

担当：松本、工藤

Tel：03-6858-0195

E-mail：kodomokatei.dbs@cfa.go.jp

GビズID取得依頼の周知先について

1. 各都道府県子ども政策担当部局から周知する関係機関等

(1) 学校関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県知事 ※域内の指定都市・中核市分も集約	都道府県知事	・専修学校高等課程 (都道府県立)	都道府県(現時点で知事部局のみ)
	公立大学法人 ※都道府県が設立団体である法人のみ。	・学校(公立大学付属) ・高等専門学校(公立)	公立大学法人
	都道府県知事 ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校(学校法人立) ・専修学校高等課程 (学校法人又は準学校法人立)	学校法人
	都道府県知事等 ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校 (宗教法人、社会福祉法人立等(※)) ・専修学校高等課程 (宗教法人、社会福祉法人立等(※)) (※)等には、個人立・株式会社立等が設置主体である場合も含む。	宗教法人、社会福祉法人等
都道府県教育委員会	都道府県教育委員会	・学校(都道府県立)	都道府県教育委員会
都道府県教育委員会	指定都市教育委員会	・学校(指定都市立)	指定都市教育委員会

	※都道府県は、本依頼を指定都市教育委員会に展開する。		
都道府県教育委員会	市（指定都市を除く）町村教育委員会 ※都道府県は、本依頼を市町村教育委員会に展開する。	・学校（市（指定都市を除く）町村立） ・専修学校高等課程（市（指定都市を除く）町村立）	市（指定都市を除く）町村教育委員会

(2) 児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く）

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者が</u> GビズIDの取得が必要。
都道府県 ※域内の指定都市・中核市・児童相談所設置市 分も集約	都道府県	・児童福祉施設（都道府県立） ・児童相談所（都道府県立）	都道府県
	都道府県	・登録一時保護委託施設（都道府県が登録するもの）	登録一時保護委託者（都道府県が登録する者）
	都道府県 ※都道府県は、本依頼を市区町村、中核	・児童福祉施設（一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く。））	一般市区町村、中核市

	市に展開し、当該市区町村、中核市から各施設に周知。		
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設(私立) <p>(※) 指定都市、児童相談所設置市に所在する施設並びに中核市に所在する保育所及び母子生活支援施設を除く。</p>	社会福祉法人、独立行政法人等 (左欄の施設を設置するもの)
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設(指定都市、児童相談所設置市立) ・児童相談所(指定都市、児童相談所設置市立) 	指定都市、児童相談所設置市
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設(私立) (※) <p>(※) 指定都市、児童相談所設置市に所在する施設に限る。</p>	社会福祉法人、独立行政法人等 (左欄の施設を設置するもの)
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児	<ul style="list-style-type: none"> ・登録時一時保護委託施設(指定都市、児童相談所設置市が登録するもの) 	登録一時保護委託者(指定都市、児童相談所設置市が登録する者)

	童相談所設置市に展開し当該市から各登録一時保護委託施設に周知。		
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開し、当該市から施設に周知。	・保育所、母子生活支援施設（中核市立）	中核市
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開し、当該市から各施設に周知。	・保育所、母子生活支援施設（私立（※）） （※）中核市に所在する施設に限る。	社会福祉法人、独立行政法人等 （左欄の施設を設置するもの）
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（市区町村立） ・乳児等通園支援事業（市区町村立）	市区町村
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（私立） ・乳児等通園支援事業（私立）	独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等 （左欄の事業を運営するもの）

(3) 障害児関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県 ※域内の指定都市・児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市（指定障害児入所施設は、指定都市又は児童相談所設置市）	<ul style="list-style-type: none"> 指定発達支援医療機関 	独立行政法人国立病院機構 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
		<ul style="list-style-type: none"> 指定障害児入所施設（都道府県立） 指定障害児通所支援事業（都道府県立） 	都道府県
		<ul style="list-style-type: none"> 指定障害児入所施設（市区町村立） 指定障害児通所支援事業（市区町村立） 	市区町村
		<ul style="list-style-type: none"> 指定障害児入所施設（私立） 指定障害児通所支援事業（私立） 	社会福祉法人、民間企業等

(4) 認定こども園関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
都道府県 ※域内の指定都市及び中核市分も集約	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園（都道府県立） 	都道府県
		<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園（市区町村立） 	市区町村 （指定都市又は中

			核市を除く。)
		<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園(私立) (※) (※) 指定都市又は中核市に所在するものを除く。 	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等
都道府県 ※域内の指定都市及び中核市分も集約	指定都市又は中核市 ※都道府県は本依頼を指定都市及び中核市に展開し、周知。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園(指定都市、中核市立) 	指定都市又は中核市
	指定都市又は中核市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び中核市に展開し、当該市から各法人等に周知。	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園(私立) (※) (※) 指定都市又は中核市に所在するものに限る。 	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等

2. 都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局長から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
------------	------	--	---

設立団体（市町村、事務組合又は広域連合）	公立大学法人 ※都道府県が設立団体である法人を除く。	・学校（公立大学附属） ・高等専門学校（公立）	公立大学法人
----------------------	-------------------------------	----------------------------	--------

3. こども家庭庁支援局家庭福祉課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
こども家庭庁	こども家庭庁	・児童福祉施設（国立）	こども家庭庁

4. 文部科学省総合政策局政策課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
文部科学省	文部科学省	・高等専門学校（学校法人立）	学校法人
	国立大学法人	・学校（国立大学附属）	国立大学法人
	独立行政法人国立高等専門学校機構	・高等専門学校（国立）	独立行政法人国立高等専門学校機構

5. 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室から周知する関係機関等

(1) 学校関係

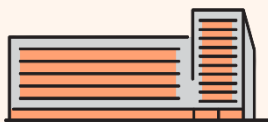
①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
厚生労働省	厚生労働省	・専修学校高等課程(国立)	厚生労働省

(2) 障害児関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所 ※施設のうち、学校設置者等からの <u>指定または委託により施設・事業所を管理する者はGビズIDの取得が必要。</u>	④学校設置者等 ※学校設置者等は、 <u>全事業者がGビズIDの取得が必要。</u>
厚生労働省	厚生労働省	・指定障害児入所施設(国立)	厚生労働省

※ 本資料は、参考4（「こども性暴力防止法施行ガイドライン」図表116～119）の所轄庁の整理をもとに、登録とりまとめの観点から整理。

本年4月以降に行う一括登録における関係者の役割



(1) 登録とりまとめ担当（別紙1～3各表①）

(2)所轄庁のうち、他の所轄庁が施設・事業所から回収・集約した登録様式もまとめて、こども家庭庁に提出するものをいいます。

※ 他の所轄庁のまとめた登録様式の内容の確認までは求められません。



(2) 所轄庁（別紙1～3各表②）

地方公共団体、教育委員会等の、学校、保育所等を監督する公的機関をいいます。

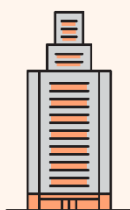
所轄する各施設・事業所(学校、保育所等)が必要な情報を記入した一括登録の様式を回収・集約し、内容を確認して、(1)登録とりまとめ担当にエスケーショニングすることが必要です。



(3) 施設・事業所（別紙1～3各表③）

学校、保育所等、事業を運営する場所をいいます。

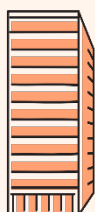
施設・事業所の運営者は、施設・事業所の情報や、その設置者である学校設置者等の情報等を登録様式に入力し、(2)所轄庁に提出することが必要です。



(4) 学校設置者等（別紙1～3各表④）

学校を設置する教育委員会や学校法人、保育所を設置する地方自治体や社会福祉法人等、(3)施設・事業所の設置者をいいます。

従事者の犯罪事実確認等を行うシステムのアカウント登録のため、GビズIDを取得し、(3)施設・事業所に登録します。

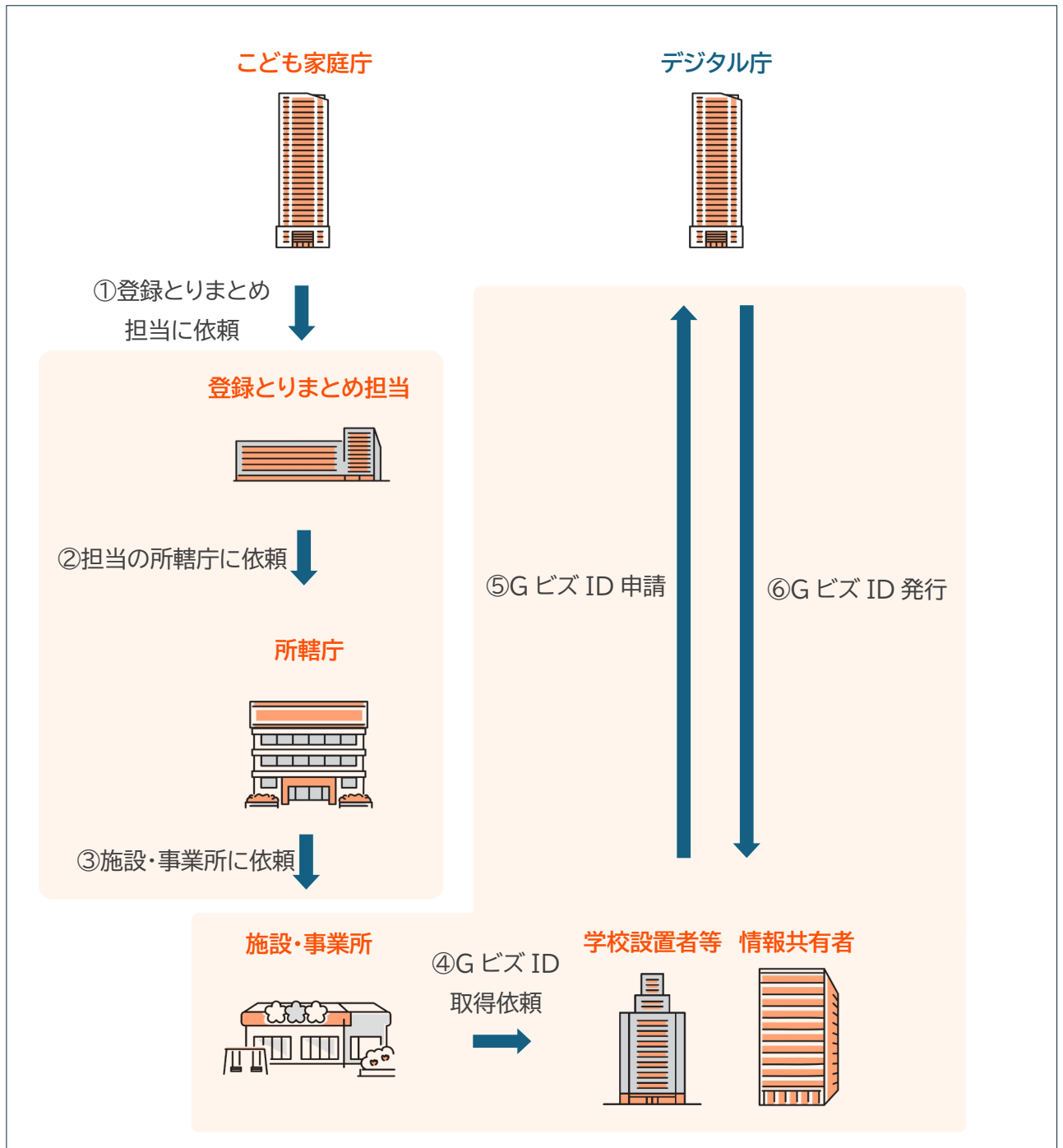


(5) 情報共有者

- ・ 県費負担教職員がいる場合の都道府県教育委員会
- ・ 指定管理・委託の場合の施設・事業所の運営者(=**施設等運営者**)をいいます。

学校設置者等と同様、システム利用には、GビズIDの取得等が必要です。

○ GビズID取得の流れ



法人共通認証基盤（GビズID）について

2026年1月27日 デジタル庁国民向けサービスグループ
GビズID班

1. GビズIDの概要

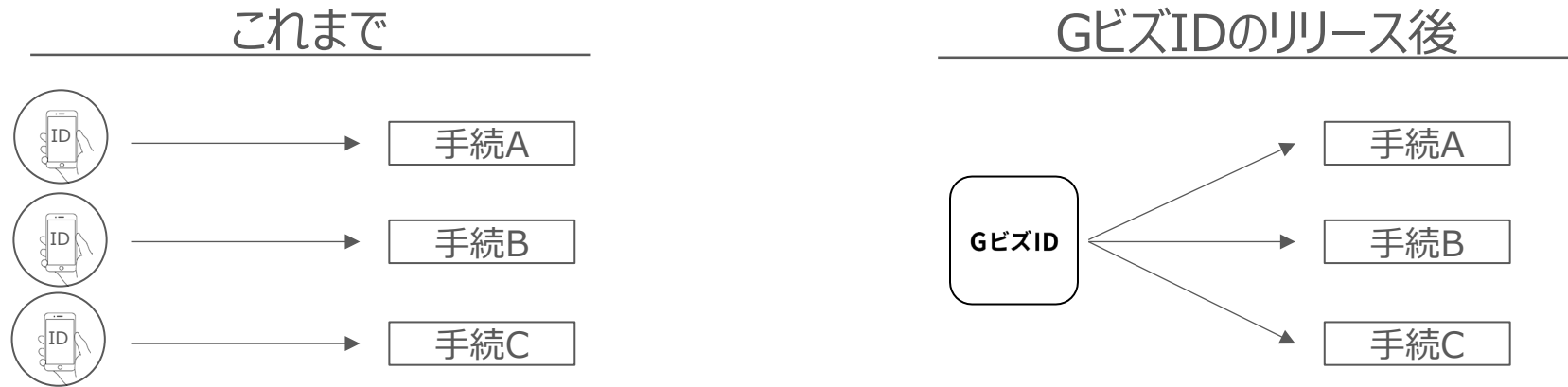
2. GビズIDの基本的な機能

3. GビズIDの申請方法

4. GビズIDに関する参考URL

GビズID（法人共通認証基盤）の概要

- GビズIDは、事業者（法人、個人事業主）が1つのアカウントで国や地方公共団体等の250近いウェブサイトログインできる認証サービスです。2019年2月から提供を開始しました。



↑ GビズIDの概要を
まとめたウェブサイト

- 1** **1つのID**で複数の行政手続に認証(ログイン)できる
これまでは電子証明書や、登記事項証明の写し等バラバラな本人確認手法だったのを共通のログインシステムで標準化
- 2** **マイナンバーカードによる本人確認**で手続毎の存在確認書類が不要に
これまでは手続ごとに存在確認書類（登記事項証明書等）を取り寄せていたものが不要に
- 3** GビズIDプライムでは**2要素認証**を通じてセキュリティにも配慮
ID/Passwordに加えて、スマホでのアプリによる端末認証を通じて、安全にログインできる環境を実現

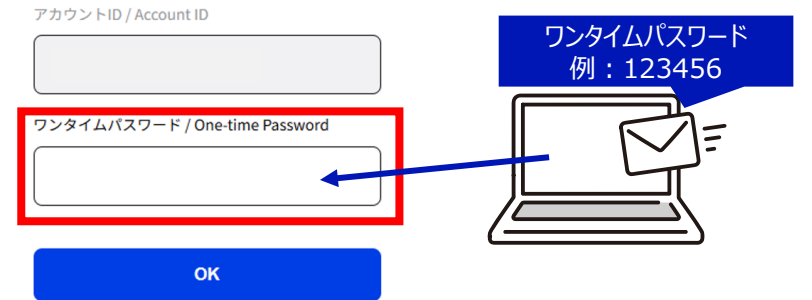


行政サービスにログインする際の画面イメージ

Jグランツ（補助金申請システム）における例



アカウントID（メールアドレス）宛てに届くワンタイムパスワードを入力



スマートフォンのGビズIDアプリで通知をタップ

スマートフォンアプリ認証待ち /
Waiting for app authentication
スマートフォンアプリ認証待機中です。

① スマートフォンに通知が来ない場合、手動でGビズIDアプリを起動してください。



追加の認証を行ってログイン完了

GビズIDの利活用状況

- GビズIDは、2019年の運用開始以来、利用者数および接続先サービス数を順調に増加させており、2025年11月末時点でアカウント発行累計数は約141万者、接続サービス数は246サービスに達しています。
- 補助金申請、社会保険手続、その他許認可等のオンライン行政手続サービスへのログインが可能になり、事業者向け行政手続のオンライン化に寄与しています。
- デジタル庁ホームページにて、利活用状況をまとめたダッシュボードを公開しています（次項）。

【現状の利用状況】（2025年11月末時点）

- 登録ユーザー数（GビズIDプライム） **約141万者（法人：個人=8：2）**
- 年間ログイン数 **2650万件（令和6年度）**
- 連携システム数 **246システム（17府省庁、147自治体）**

国

デジタル庁、厚生労働省、経済産業省、
農林水産省、環境省、金融庁、国土交通省等

自治体

都道府県：東京都、茨城県、埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府、沖縄県等
市区町村：足立区、さいたま市、大阪市、神戸市等

他

日本政策金融公庫、情報処理推進機構等

(参考) GビズIDの利活用状況 (デジタル庁HPにて公開中)

<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/gbiz-id>



GビズIDを取得している法人^{*}割合

31.9%

全アカウントの累計数

1,412,381

直近1年間の利用回数

(2024年12月 - 2025年11月)

31,042,600

GビズIDを取得している法人数

917842

全ての法人数

2,876,896

法人アカウントの累計数

1,077,829

個人事業主アカウントの累計数

334,552

前年1年間の利用回数

(2023年12月 - 2024年11月)

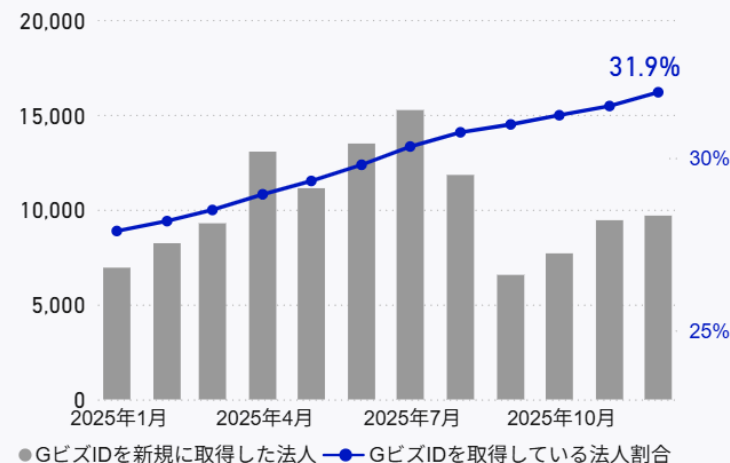
24,248,131

前年比

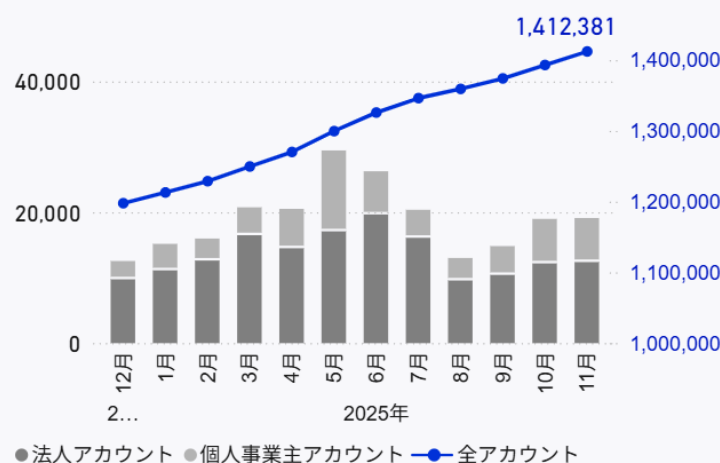
直近1年間の数値 / 前年1年間の数値

128%

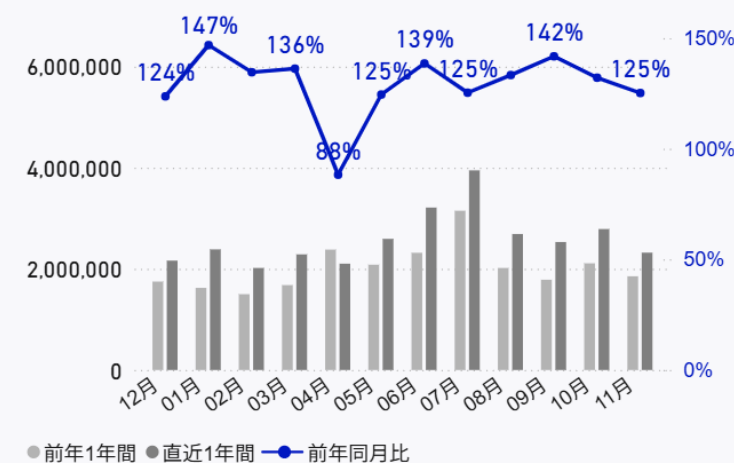
GビズIDを取得している法人割合と法人数 | 月次推移



GビズIDのアカウントの発行数と累計数の推移 | 月次推移



GビズID経由での連携サービスの利用回数・前年同月比 | 月次推移



※法人とは設立登記法人のうち、株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社が対象です。詳しくはデータの定義を参照ください。

GビズIDに関する政策の方向性

- 事業者向けのオンラインの行政手続については原則GビズIDを採用する方針になっています。
- 2030年度までにGビズIDの法人取得率を80%にすることを目指しています。

●デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）

【本文】4（1）③イ（イ）事業者向け行政手続で利用する共通機能の利用拡大

事業者等（法人及び個人事業主）が様々なサービスにログインできる認証機能であるGビズIDや、行政手続における料金支払い等の決済、事業者向けの通知等について、デジタル公共インフラ（DPI）の1つとして位置づけて整備し、その利用拡大を進める。GビズIDについては、2026年度中に商業登記電子証明書との連携を進めるとともに、ウラノス・エコシステムのトラストに関する検討も踏まえ、民間での認証機能の利用拡大を検討する。

【重点政策】○[No.1-79] 法人共通認証基盤（GビズID）の利用拡大

- ・ 事業者等が様々なサービスにログインできる認証機能である「GビズID」について、原則すべての行政手続で採用するという従来方針を継続し、各省庁と連携して接続システム数の増加を図る。また、利便性向上の観点から2026年7月までに、商業登記電子証明書との連携を目指す。
- ・ 自治体やその他公的組織によるGビズID利用について、所管する関係省庁等と連携し、アカウントの発行方法や運用方法を整理の上進める。
- ・ GビズIDの民間サービスとの連携について、2025年度中に実施する課題整理に向けた調査や、ウラノス・エコシステムにおけるトラストの検討なども踏まえ、2026年度以降に関連制度の整備や、システムのモダナイズ化等、必要なシステム整備を検討する。

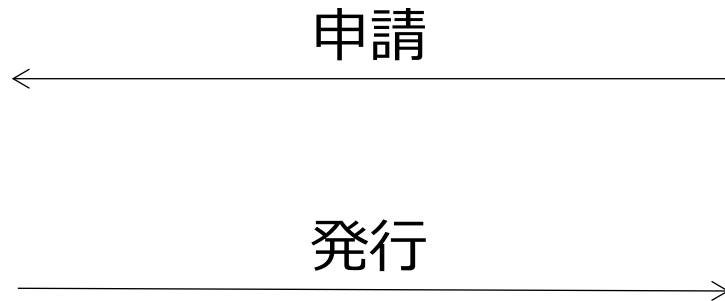
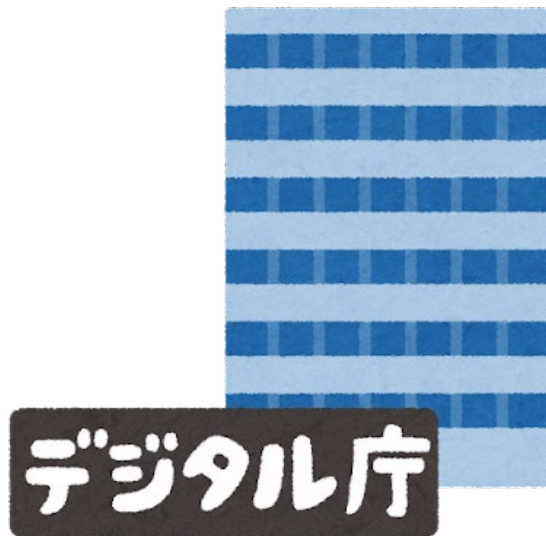
具体的な目標：法人の80%がGビズIDを取得（2030年度）

主担当省庁：デジタル庁

1. GビズIDの概要
- 2. GビズIDの基本的な機能**
3. GビズIDの申請方法
4. GビズIDに関する参考URL

GビズIDアカウント

- GビズIDアカウントは法人代表者（代表取締役・理事長など）や個人事業主向けのアカウントです。
- アカウントを取得すると、250近い行政関連ウェブサイト（補助金申請ができるJグランツ、社会保険申請などができるe-Govなど）に1つのアカウントでログインできるようになります。



GビズIDアカウント

代表取締役
理事長
個人事業主
など



- 社会保険
手続を行う
- 補助金申請を
行う

担当者向けのアカウント

- GビズIDは法人代表者や個人事業主向けのアカウントですが、代表者以外の担当者が行政手続を行う場合もあります。
- そのため、実務担当者向けにアカウントを追加し、代表者のアカウントに紐づけて利用できる仕組みがあります。
- 代表者が利用するアカウントを「**プライム**」、担当者が利用するアカウントを「**メンバー**」と呼びます。

プライム

代表取締役
理事長
など



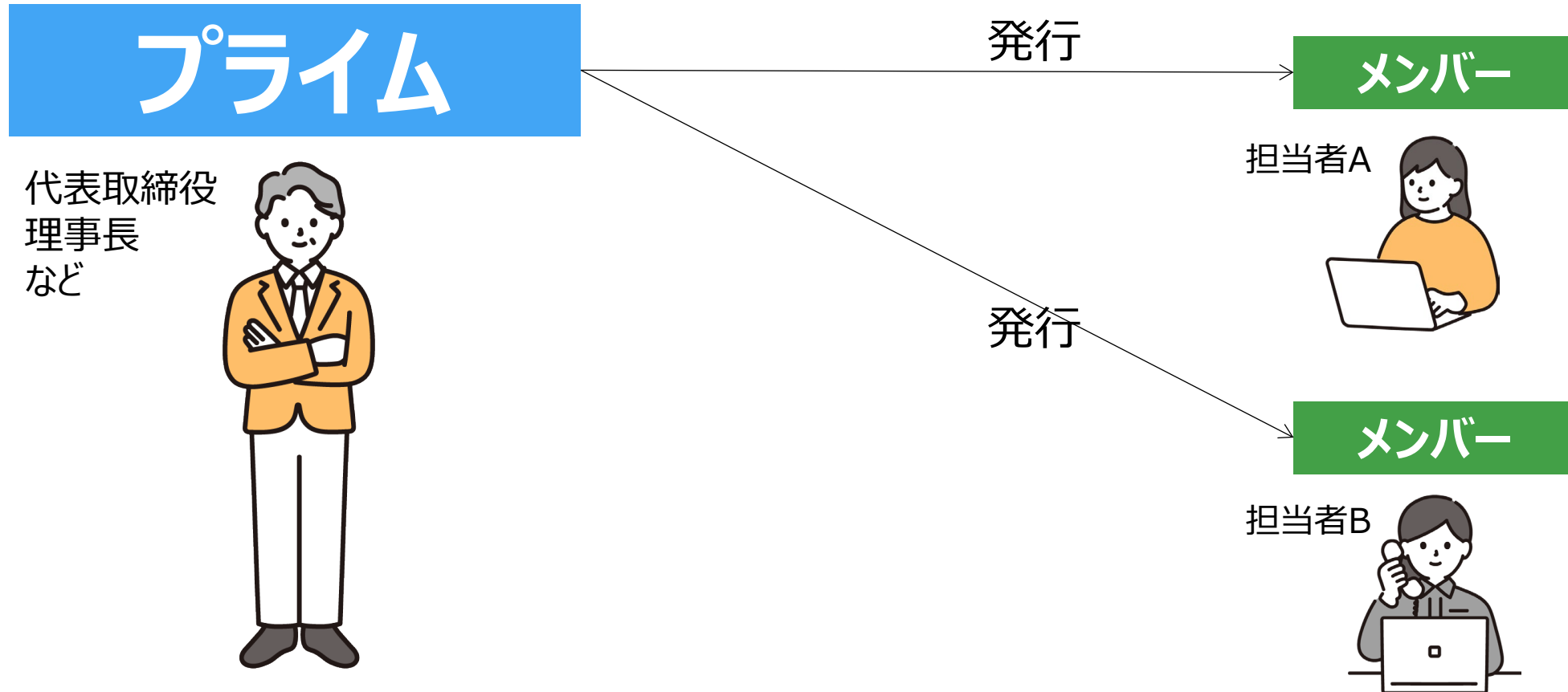
メンバー

担当者



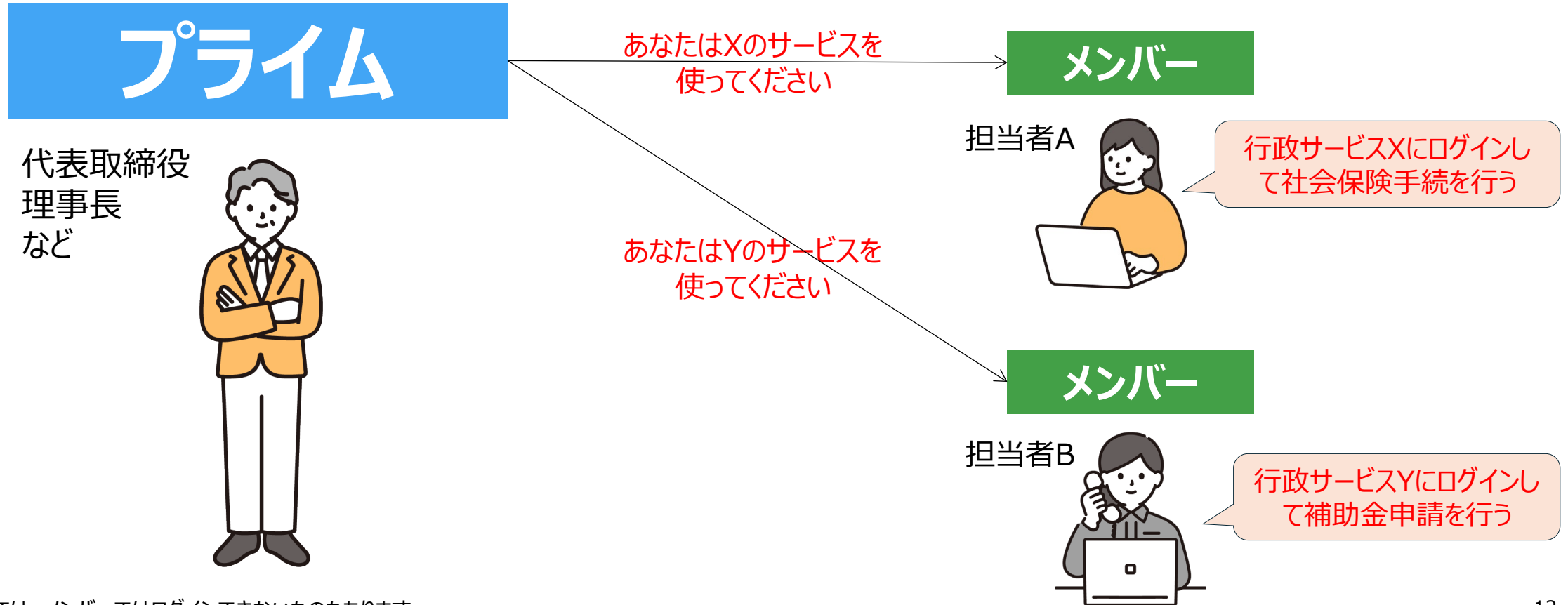
複数のメンバー

- 「メンバー」は「プライム」が発行するため、「プライム」なしで「メンバー」を利用することはできません。
- また、実務担当者が複数いる場合には、担当者ごとに「メンバー」を発行することができます。



メンバーが利用できる行政サービス

- 「メンバー」が個別の行政サービスを利用するためには、「メンバー」アカウントの作成に加えて、各「メンバー」がどの行政サービスを利用できるのかの利用権限の設定が必要です。



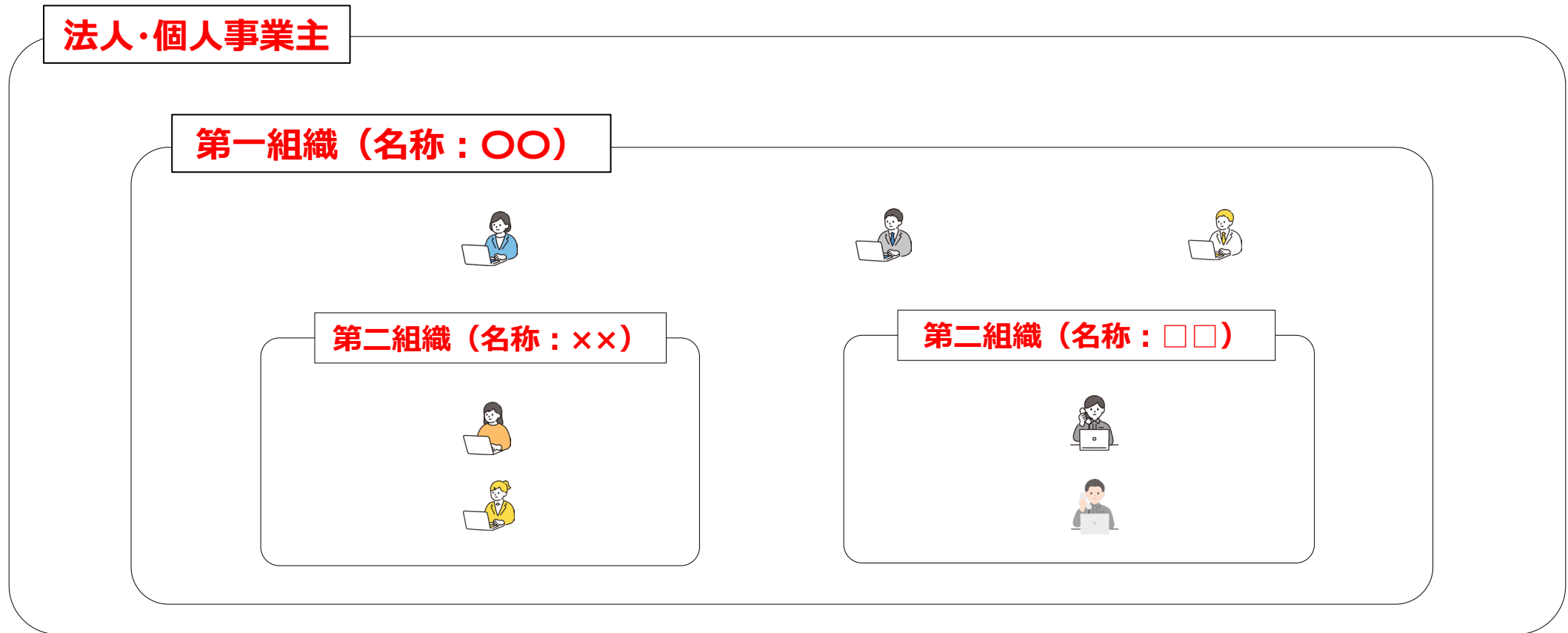
メンバーにおける管理者権限

- 「メンバー」には管理者権限を付与することができます。
- 管理者権限を付与された「メンバー」は、他の「メンバー」の追加や削除などの管理を行うことができます。
- なお、「メンバー」が管理者権限の付与を受けるためには、「メンバー」利用者本人のマイナンバーカードが必要です。



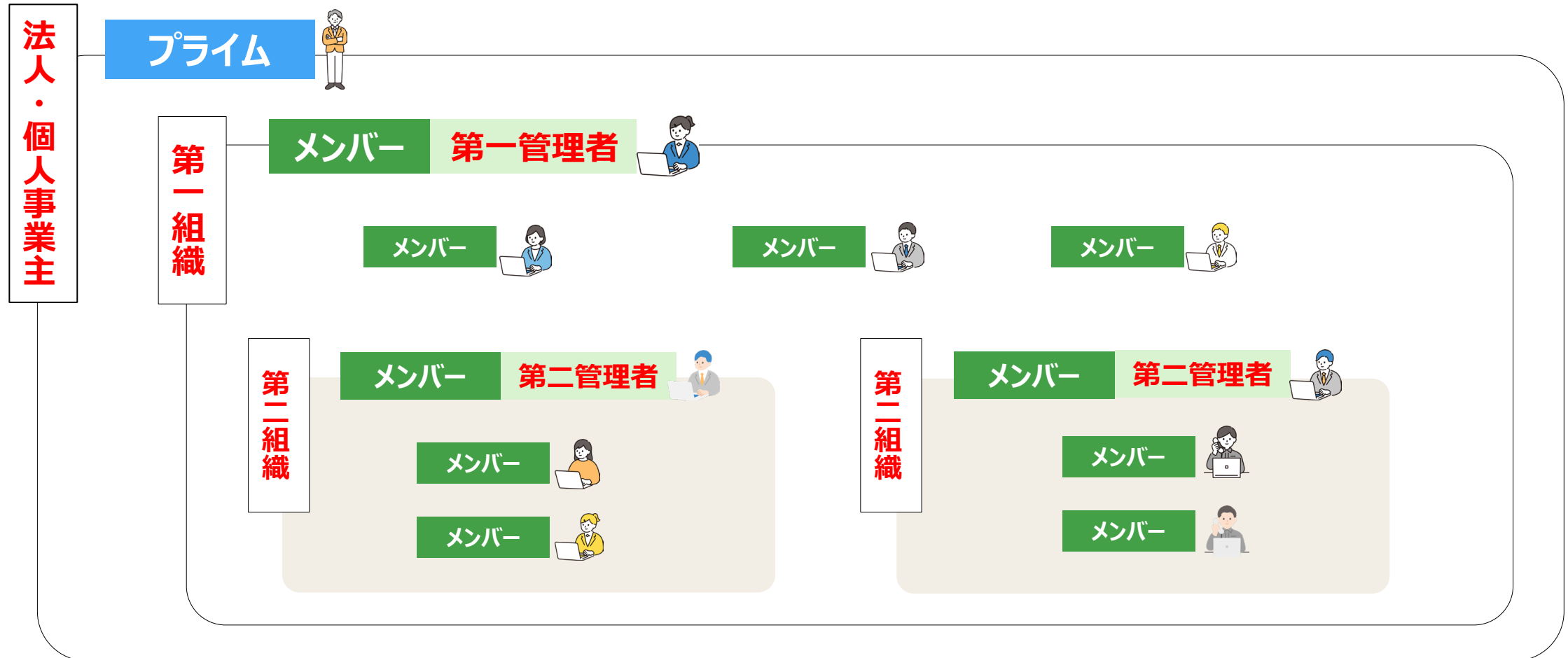
GビズIDにおけるグループ

- GビズIDにおいては、支店や部署ごとのグループを作成することができます。
- GビズIDにおいては、グループのことを「組織」と呼び、「第一組織」と「第二組織」を設定できます。
- 第一組織は、1つのみ設定でき、法人全体を表す組織です。
- 第二組織は、支店や部署などに応じて複数設定することができます。



管理者権限の種類

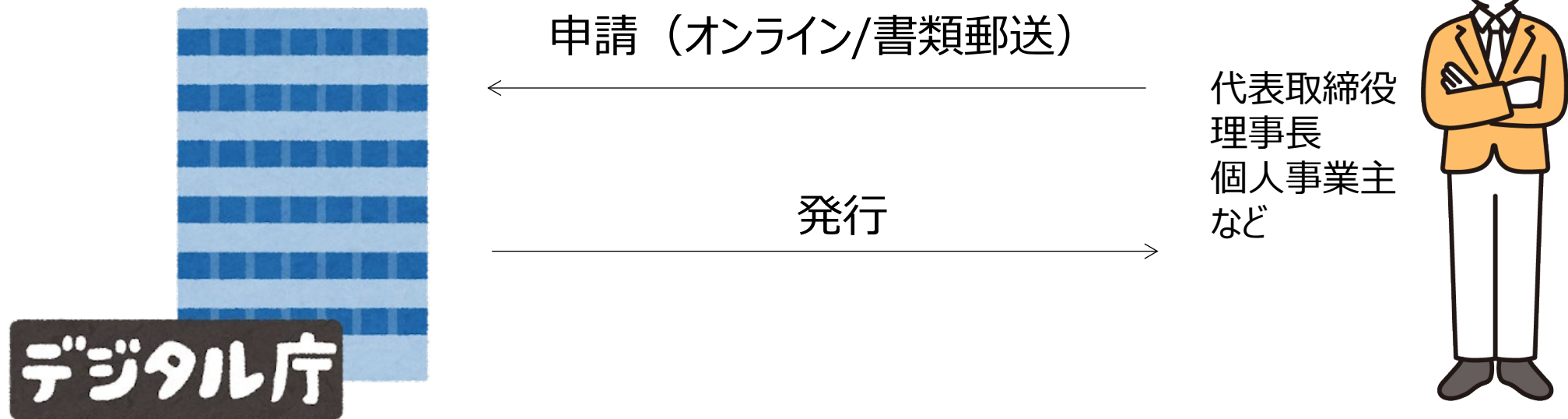
- 「メンバー」の管理者権限には、「第一管理者」と「第二管理者」の2種類があります。
- 組織全体（第一組織）の「メンバー」を管理できるのが「第一管理者」、自身が所属する第二組織の「メンバー」のみを管理できるのが「第二管理者」です。



1. GビズIDの概要
2. GビズIDの基本的な機能
- 3. GビズIDの申請方法**
4. GビズIDに関する参考URL

GbizIDのアカウント取得方法（法人・個人事業主の場合）

- 「プライム」アカウントは、オンラインまたは書面（郵送）で申請できます。
- 発行に係る期間は、オンラインの場合は即日（最短の場合）、書面の場合は数週間、となります。



アカウントの新規発行の申請はこちら <https://gbiz-id.go.jp/top/>

アカウント発行申請に必要なもの（法人・個人事業主の場合）

オンラインの場合



- PCまたはスマートフォン
- スマートフォンのGbizIDアプリ

GbizIDアプリのインストールはこちら



iOS



Android



マイナンバーカード

書面の場合



申請書
※GbizIDウェブサイトにて作成
（実印で押印）



（法人の場合）

印鑑証明書

（個人事業主の場合）

印鑑登録証明書

※書面の場合も、ウェブフォームに入力するためのPC・スマートフォンや、SMS受信用のスマートフォンまたは携帯電話が必要です。

1. GビズIDの概要
2. GビズIDの基本的な機能
3. GビズIDの申請方法
- 4. GビズIDに関する参考URL**

マニュアルなど

よくある質問

<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>

利用マニュアル

<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

GビズIDの案内ページ

<https://pr.gbiz-id.go.jp/>

GビズIDに関するお問合せ先

メールでのお問合せ

GビズIDウェブサイト（ご意見・お問合せ）

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

電話でのお問合せ

0570-023-797

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

※お間違えのないよう十分にご確認ください。

※音声ガイダンスに沿って、お問合せの内容をお選びください。

※電話が繋がりにくい場合は、メールにてお問合せください。

法人共通認証基盤（GビズID）について 府省・地方公共団体向け資料

2026年1月27日 デジタル庁国民向けサービスグループ
GビズID班

本資料の位置づけ

- 本資料は、府省・地方公共団体向けの補足資料です。
- GビズIDの概要や基本的な機能については、別途送付の概要資料をご確認ください。

府省や地方公共団体におけるGビズIDの利用について

- GビズIDは、民間企業等の事業者がオンラインで行政手続を行う際の共通的なログインサービスです。
- 2025年12月時点で、国や地方公共団体の約250のウェブサイトにもログインできます。
- 府省や地方公共団体においても、例えば年金や社会保険手続など、国への電子申請を行う際にご利用いただいています。

府省・地方公共団体



行政サービスの例

- e-Gov
- ドローン情報基盤システム2.0
- 介護サービス情報公表システム
- Jグランツ

「プライム」アカウントの発行対象

- 「プライム」は法人代表者（代表取締役や理事長など） 向けのアカウントです。
- ただし、府省や地方公共団体の場合は、「プライム」は**課長職相当以上**の職員であれば取得できます（市長や知事などの首長である必要はありません）。



プライム

課長職相当以上

○○課長
□□部長等

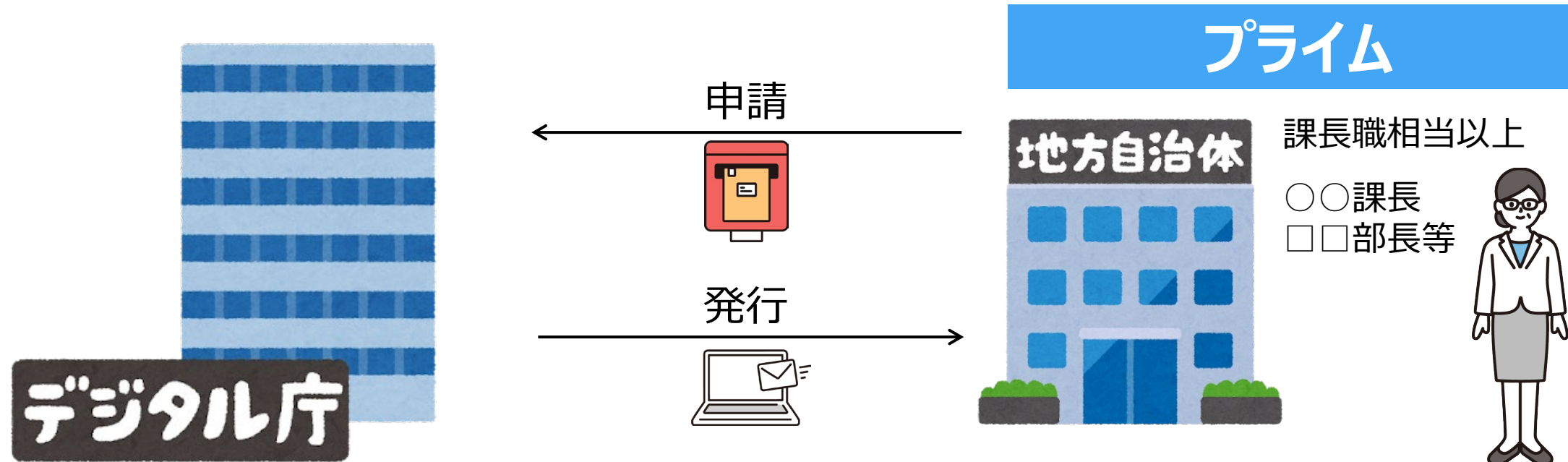


※ Gビズ I Dの仕様上、府省や地方公共団体の場合は、組織内で複数の「プライム」を取得することも可能です。
（例えば、〇〇市において、人事課と観光課がそれぞれ「プライム」を取得するなど。）

※ただし、こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要な「プライム」の取得者は、組織（府省又は地方公共団体）で一人としてください。

「プライム」アカウントの申請方法

- 「プライム」の発行申請は、書類郵送のみにより可能です。
- 2026年4月以降は、オンライン申請も可能となる予定です。



「プライム」アカウントの申請に必要な書類

- 府省・地方公共団体からのアカウント発行申請には①申請書や②在籍証明書などが必要です。
- さらに、必要に応じて、申請者などに対して架電による本人確認も実施させていただきます。

同封する書類

① 申請書

GビズIDのウェブサイト
のフォームに申請者
情報を入力・作成の上、
PDFをダウンロード・
印刷してください。

&

② 在籍証明書

GビズIDのウェブサイト
から様式をダウンロード・
印刷し、必要情報を
記入してください。

&

③-1

健康保険
資格確認書

氏名
生年月日
:

資格確認書

↑ ↓ いずれか（③-1も③-2もない場合は架電による本人確認を実施します）。

③-2



マイナンバーカード
（おもて面）のコピー

&

医療保険の資格情報

20XX年〇月〇日時点

区分号
記番号
枝番
フリガナ
氏名
:

医療保険の資格情報
（印刷）

or

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日 発行

交付者名
保険者番号

資格情報のお知らせ
（コピー）

(参考) 申請書のイメージ

デジタル庁 GビズID運用センター宛

GビズIDプライム 登録申請書 (法人)

利用規約に同意し、以下の通り登録申請を行います。

ご記入にあたっての注意事項 (記載情報に誤りがある場合は、再度申請を行ってください。)

- ・正しい内容かつ完成された「登録申請書」で申請を行ってください。(手書き修正された申請書は無効となりますのでご注意ください。)
- ・●作成日をご記入ください。(作成日が未来日または未記入・誤記入の場合は、受付日を作成日とみなします。)
- ・●実印欄へ「印鑑証明書」の実印を押印ください。

申請情報

●作成日： 年 月 日

申請ID	X-XXXXXX-XXXX-X	●実印欄 押印不要
基本情報		
法人番号(13桁)	XXXXXXXXXXXXXX	
法人名	〇〇	
本店所在地	(都道府県) 〇〇県 (市区町村) 〇〇市	
	(町名番地、ビル名等) 印鑑証明書に記載のご住所をご記入ください。 〇〇〇	

アカウント利用者情報 (申請内容についてお伺いする場合がございます。平日昼間に連絡のとれる情報をご記入ください。)

アカウント利用者氏名 (フリガナ)	〇〇〇
アカウント利用者氏名 (代表者名)	〇〇〇
生年月日	〇〇〇
連絡先住所	〒 〇〇〇-〇〇〇
	〇〇〇〇〇
会社部署名	〇〇局〇〇課
連絡先電話番号	〇〇局〇〇課
アカウントID (メールアドレス)	〇〇@〇〇

連絡先担当者情報 (アカウント利用者氏名と異なる場合のみ記入してください。)

担当者氏名 (フリガナ)	
電話番号	-

「GビズIDプライム登録申請書(法人)」と「印鑑証明書(発行日より3ヶ月以内の原本)」を下記送付先にご郵送ください。

【送付先】〒530-8532 GビズID運用センター宛

※郵便番号(個別番号)と宛名のみ記載で届きます。郵便料金は通常郵便物と同じです。

※郵便番号(個別番号)は日本郵便のみの取り扱いとなります。宅配業者などのサービスはご利用できません。

GビズIDウェブサイトから作成し、印刷してください。
https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html

(参考) 在籍証明書のイメージ

府省/地方公共団体職員用 在籍証明書

府省もしくは地方公共団体に在籍する方が G ビズ ID プライムアカウントを使用する場合に、本紙の提出が必要です。下記に、アカウント利用者情報及び在籍証明書発行者の情報を記入してください。

<注意>

- ・アカウント利用者は、必ず課長職相当以上の方が記入申請してください。
- ・※本紙の提出を以って、アカウント利用者氏名欄にご記入の方が課長職相当以上の方であると、組織内でご確認頂いたものとさせていただきます。
- ・黒のボールペンで楷書にて正確にご記入ください。鉛筆や消せるペン等は使用しないでください。
- ・修正の際は該当箇所を二重線で消し、訂正印を押印してください（認印可、第三者名義の印不可）

■G ビズ ID プライムアカウント利用者情報欄

アカウント 利用者氏名	※電話審査の場合、利用者の方が運用センターからの電話に回答頂く必要があります
生年月日 (西暦記入)	年 月 日
組織名 ※申請書の法人名と一致	
部署名 (出先機関の場合、必ずこちらに組織の名称を記入してください) ※申請書の会社部署名と一致	
役職名 (課長職相当以上)	

■在籍証明書作成者情報欄 (アカウント利用者と同一組織の別の方が記入してください)

組織名	
部署名	
役職名 (任意)	
在籍証明書 作成者氏名	(フリガナ) ※電話審査の場合、運用センターから確認の連絡をする場合があります。代理の方による回答はお受けできません

【審査方法について】

審査は書類のみの審査/電話審査のいずれかが実施されますが、いずれの審査となるかは提出された書類及び記載内容によって、運用センターにて判断します。詳しくは G ビズ ID ウェブサイトで公開されているクイックマニュアルをご参照ください。※申請書類を提出頂くことで、運用センターによる審査方法の判断に同意頂いたものとさせていただきます。

【指定ドメインと提出書類について】

アカウント ID に使用されるメールアドレスに、指定ドメイン（詳しくはクイックマニュアルを参照）をご利用の場合、本紙と併せて以下の指定書類を提出いただくことで電話審査が省略されます。

<指定書類>※提出頂く場合、①②両方が必要です。いずれかが不足している場合は電話審査となります。

- ①マイナンバーカード（おもて面）のコピー
- ②資格情報のお知らせのコピーまたは医療保険の資格情報を印刷したものと提出の際は、マスキングを施しご郵送ください。いずれの書類も、マスキングが施されていない場合は運用センターにてマスキングさせていただきます。

■マスキングに関するご注意

- ・マイナンバーカード（おもて面）個人情報保護法に基づき、性別及び臓器提供意思表示欄部分にマスキングを施してください。
- ・資格情報が記載された書類
- ・厚生労働省が定める「医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について」に基づき、保険者番号及び組合員等記号・番号部分にマスキングを施してください。QRコードがある場合について、そのQRコードを読み取ると記号・番号等がわかるものについては、同様にマスキングを施してください。

■必要書類を揃えて、下記送付先にご郵送ください。

【送付先】〒530-8532 G ビズ ID 運用センター宛

※郵便番号（個別番号）と宛名のみ記載で届きます。郵便料金は通常郵便物と同じです。

※郵便番号（個別番号）は日本郵便のみの取り扱いとなります。宅配業者などのサービスはご利用できません。

様式を以下からダウンロードの上、記入してください。

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/Certificate_of_enrollment.pdf

申請方法の詳細については、
Gビズ I Dウェブサイトのマニュアルからご確認ください。

https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_gov.pdf

(参考) オンライン申請の方法 (予定)

- 2026年4月以降は、アカウント発行をオンラインで申請できるようになります（インターネット環境のみ対応※）。
- オンライン申請の際は、マイナンバーカードが必要となります。

※2026年4月以降もLGWAN環境からのアカウント申請はできません。
インターネット環境からの申請をお願いします。

申請に必要なもの



- ・ PCまたはスマートフォン
- ・ スマートフォンのGビズIDアプリ

GビズIDアプリのインストールはこちら



iOS

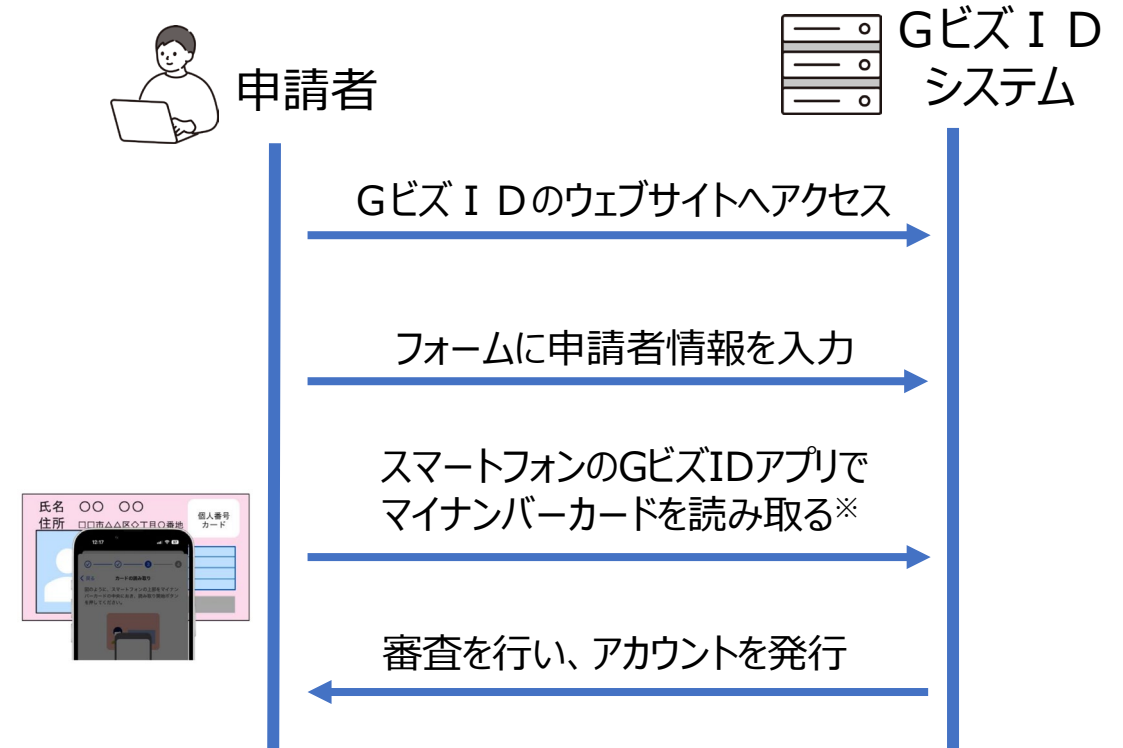


Android



マイナンバーカード

申請の流れ



オンライン申請では、
書面申請に必要な在籍証明書や医療保険の資格情報のコピー等は不要です。

※2種類のパスワードの入力が必要です。
・券面事項等入力補助用暗証番号（4桁の数字）
・署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字）

(参考) 法人内でのアカウント取得有無について (申請前に確認する方法)

- 府省・地方公共団体において、既に他部署でプライムが取得されている場合があります。その場合は、アカウントの発行申請画面にて所属する組織の法人番号を入力した際に、注意書きが表示されるようになっています。

アカウント申請画面へ

G.bizIDプライム 書類郵送申請

事業者基本情報入力

申請開始 アカウント登録完了

G.bizIDプライムのアカウント利用者は、「法人代表者ご自身」または「個人事業主ご自身」である必要があります。

※既にアカウントを所持されている方は、アカウント申請ができませんので、アカウントの所持状況をご確認の上、申請をお願いいたします。

※不備がある場合、審査に時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

事業形態	事業形態※必須 <input checked="" type="radio"/> 法人 <input type="radio"/> 個人事業主
事業者基本情報	法人番号※必須 13桁の法人番号を入力し「法人情報取得」ボタンを押下してください。 法人登記をもとに法人名、法人所在地を自動入力します。 ※個人事業主の方は入力不要です。 ※法人番号がわからない場合は、 国税庁法人番号公表サイト より、ご確認ください。 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block;">XXXXXXXXXXXX</div> <input type="button" value="法人情報取得"/>
	法人名/屋号※必須 個人事業主の方は屋号を入力してください。 屋号がない場合は業種、または「屋号なし」と入力してください。 (法人の方は入力不要です。)

同一の法人番号に紐づく「プライム」が存在する場合の画面表示

法人番号確認

この法人番号は既にアカウント登録完了または審査承認済みのG.bizIDプライムアカウントがあります。
 審査承認済みのアカウントにお心当たりがある場合は、[こちらの](#)審査完了通知メールの再送信をお試しください。
 法人内の同一名義で複数のアカウントは取得できません。
 上記内容に同意の上、申請の継続を希望される場合は「申請を継続」をクリックしてください。

法人番号	XXXXXXXXXXXX
------	--------------

※G.bizIDアカウントの取得状況をチェックする場合は[こちら](#)をクリックしてください

(参考) 法人内でのアカウント取得有無について (プライム取得後に確認する方法) (1 / 2)

- マイページ上のアカウント検索・引継ぎ機能を利用することで、同一法人内の別のプライムの利用者を確認することができます。

| GbizIDのマイページへログインする

① 右上のログインボタンからマイページへ



<https://gbiz-id.go.jp/top/>

② 左下のメニューから「旧アカウントから引継ぎ」を選択



※項目名は、今後「アカウント検索・引継ぎ」へ変更される予定です。

(参考) 法人内でのアカウント取得有無について (プライム取得後に確認する方法) (2 / 2)

- マイページ上のアカウント検索・引継ぎ機能を利用することで、同一法人内の別のプライムの利用者を確認することができます。

| GビズIDのマイページへログインする

③アカウントIDが表示される。選択の上確定

アカウント引継ぎ

マイページTOP

このアカウントの管理

アカウント情報

プロフィール変更

パスワード変更

メールアドレス変更

SMS受信用電話番号変更

アプリ認証設定・変更

メールワンタイムパスワード認証設定

代表者情報変更申請

旧アカウントから引継ぎ

組織と管理者権限

引継ぎ元となるGビズIDプライムのアカウントID (メールアドレス) を選択してください。
※引継ぎ元として指定できるのは、同じ法人番号のGビズIDプライムのみです。

■引継ぎ元

アカウントID (メールアドレス)

④表示される画面でプライムの情報を確認する

アカウント引継ぎ 確認

マイページTOP

このアカウントの管理

アカウント情報

プロフィール変更

パスワード変更

メールアドレス変更

SMS受信用電話番号変更

アプリ認証設定・変更

メールワンタイムパスワード認証設定

代表者情報変更申請

旧アカウントから引継ぎ

組織と管理者権限

GビズIDメンバーの管理

GビズIDメンバー管理

GビズIDメンバー新規申請

GビズIDエントリーからGビズIDメンバーへの変更

アカウントIDを指定

法人番号から検索

受任/委任の管理

委任先一覧・委任申請

受任承認

このアカウントの退会

退会

引継ぎ元となるアカウントを確認してください。
引継ぎ元アカウントまたはその管理者に紐づく管理者権限付与や代表者情報変更申請の有効な申請が存在した場合、該当の申請をすべて無効にしたうえで引継ぎを行いますのでご注意ください。
引継ぎ後も、引継ぎ元アカウントを利用する場合には、「アカウントの引継ぎを行うが、引継ぎ元アカウントを停止させない。」を選択してください。

アカウントID (メールアドレス)	test@test.test
-------------------	----------------

基本情報	
法人番号	XXXXXXXXXX
法人名/屋号	〇〇県
所在地	都道府県 〇〇県
	市区町村 ××市
	町名番地、ビル名等 ▼▼▼
代表者名	テスト 太郎
代表者名フリガナ	テスト タロウ

○ アカウントの引継ぎを行い、引継ぎ元のアカウントを停止させる。
○ アカウントの引継ぎを行うが、引継ぎ元のアカウントを停止させない。

GビズIDに関するお問合せ

メールでのお問合せ

GビズIDウェブサイト（ご意見・お問合せ）

URL : <https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

電話でのお問合せ

0570-023-797

【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

※お間違えのないよう十分にご確認ください。

※音声ガイダンスに沿って、お問合せの内容をお選びください。

※電話がつながりにくい場合は、メールにてお問合せください。

共創プラットフォーム

GビズIDに関する最新情報については、共創プラットフォーム（Slack）でもご案内しています。

地方公共団体と政府機関の職員であれば誰でも参加ができるコミュニケーションプラットフォームです。是非ご参加ください。


■GビズIDの新機能「GビズIDメンバーの管理機能」の解説記事公開のお知らせ■
いつもGビズIDをご利用いただき、ありがとうございます。
2023年3月27日(木)に、GビズIDに新しい機能「GビズIDメンバーの管理機能」がリリースされ、この機能の利用イメージや使い方を解説した記事が公開されました。

- プライムアカウントのメンバー作成権限（アカウント管理権限）を委譲し、アカウント管理が可能な担当者に任せられるようになりました。
- 課、班、事業所、部署など、利用者が自由に組織を作成して、所属組織ごとにアカウントを管理できるようになりました。

※例えば、管理部門がプライムアカウントを取得し、各課で組織を作って課室ごとにアカウント管理ができるようになりました。
詳細な利用イメージや使い方については、下記の解説記事をご参照ください。
[GビズID新機能のご紹介。GビズIDメンバーの管理機能が改善されました | デジタル庁](#)

● デジタル庁
[GビズID新機能のご紹介。GビズIDメンバーの管理機能が改善されました | デジタル庁](#)

2025年3月27日より、GビズIDにてGビズIDメンバーの管理機能が改善されました。これにより、代表者本人でなくても、信頼できる担当者がアカウント管理を行えるようになり、複数の事業所や部署での柔軟なアカウント運用が可能となります。はじめに：GビズIDとは？ GビズIDは、すべての事業者を対象とした共通認証システムです。アカウントを作成すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインでき、補助金申請、社会保険手続、各種認可申請など業務上の電子届出や申請に使用できます。法人代表者や個人事業主は「GビズIDプライムアカウント」（以下、GビズIDプライム）



共創PF登録の詳細は
こちらから！

共創
PLATFORM



[https://www.digital.go.jp/
get-involved/co-creation-
platform](https://www.digital.go.jp/get-involved/co-creation-platform)

登録とりまとめ担当と所轄庁の整理（「こども性暴力防止法施行ガイドライン」より抜粋）

図表 116 学校関係

登録とりまとめ	所轄庁（※1）	学校設置者等	施設
都道府県知事	都道府県知事 （※2 施設の所轄庁）	学校法人	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの
文部科学大臣	文部科学大臣		高等専門学校（学校法人立）
都道府県知事	都道府県知事 （※2 施設の所轄庁）		専修学校高等課程（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの
設置する省庁	設置する省庁（※2）	国（現時点で厚生労働省のみ）	専修学校高等課程（国立）
文部科学大臣	国立大学法人（※2）	国立大学法人	学校（国立大学附属）
設置する省庁	独立行政法人国立 高等専門学校機構（※2）	独立行政法人国立 高等専門学校機構	高等専門学校（国立）
設立団体（都道府県、 市町村、事務組合又は 広域連合）	公立大学法人（※2）	公立大学法人	学校（公立大学附属）
			高等専門学校（公立）
都道府県教育委員会	都道府県教育委員会（※2）	都道府県教育委員会	学校（都道府県立）
都道府県知事	都道府県知事	都道府県（現時点で知事部局のみ）	専修学校高等課程（都道府県立）
都道府県知事 ※域内の指定都市・中 核市分も集約	都道府県知事 ※指定都市・中核市区域内の 幼保連携型認定こども園は、 指定都市・中核市の長	学校法人 （専修学校にあつては準学校法人を含む。）	学校（学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外 専修学校高等課程（学校法人※又は準学校法人立） ※大学・高専を設置する学校法人が設置するもの以外
	都道府県知事等 （※2 施設の所轄庁） ※指定都市・中核市区域内の 幼保連携型認定こども園は、 指定都市・中核市の長	宗教学法人、社会福祉法人、株式会社等	学校（宗教学法人、社会福祉法人立、株式会社等） ※私立の幼稚園も含む。 専修学校高等課程（宗教学法人、社会福祉法人立等） ※個人立・株式会社立等が設置主体である場合も含む。
都道府県教育委員会	指定都市教育委員会（※2）	指定都市教育委員会	学校（指定都市立）
	市町村教育委員会（※2） ※県費負担教職員の犯罪事実 確認及び防止措置の実施状況 の監督等は都道府県教委	市町村教育委員会	学校（市町村立）
		市町村（現時点で教育委員会のみ）	専修学校高等課程（市町村立）

※1 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。
 ※2 学校関係における「所轄庁」については、学校への日常的な実務上の対応や指導等を行っている機関という観点から整理。
 （私立については、私立学校法において、学校設置者等(学校法人等)の「所轄庁」と学校の「所轄庁」が異なる場合があるが、この観点に立ち、登録とりまとめ機関を学校の所轄庁としている。）

図表 117 児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く。）

登録とりまとめ	所轄庁（※）	学校設置者等	施設
国（現時点でこども家庭庁のみ）	国（現時点でこども家庭庁のみ）	国（現時点でこども家庭庁のみ）	児童福祉施設（国立）
都道府県 ※域内の指定都市・児童相談所設 置市及び中核市分も集約	都道府県	都道府県	児童福祉施設（都道府県立）、 児童相談所（都道府県立）
		一般市区町村、中核市	児童福祉施設 （一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活 支援施設を除く））
		社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立） ※指定都市、児童相談所設置市に所在する施設、 中核市に所在する保育所又は母子生活支援施設を 除く。
		登録一時保護委託者（都道府県が登 録する者）	都道府県が登録する登録一時保護委託施設
	指定都市、児童相談所設置市	指定都市、児童相談所設置市	児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立） 児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	児童福祉施設（私立）
		登録一時保護委託者（指定都市、 児童相談所設置市が登録する者）	指定都市、児童相談所設置市が登録する登録一 時保護委託施設
	中核市	中核市	保育所、母子生活支援施設（中核市立）
		社会福祉法人、独立行政法人等	保育所、母子生活支援施設（私立）
	市区町村	市区町村	家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育 事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事 業）、乳児等通園支援事業（市区町村立）
独立行政法人、社会福祉法人、民間 企業等		家庭的保育事業等、乳児等通園支援事業 （私立）	

※ 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。

図表 118 障害児関係

登録とりまとめ	所轄庁(※)	学校設置者等	施設
国(現時点で厚生労働省のみ)	国(現時点で厚生労働省のみ)	国(現時点で厚生労働省のみ)	指定障害児入所施設(国立)
都道府県 ※域内の指定都市、児童相談所設置市及び中核市分も集約	都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市(指定障害児入所施設は、指定都市又は児童相談所設置市)	独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	指定発達支援医療機関
		都道府県	指定障害児入所施設(都道府県立)
			指定障害児通所支援事業(都道府県立)
		市区町村	指定障害児入所施設(市区町村立)
			指定障害児通所支援事業(市区町村立)
	社会福祉法人、民間企業等	指定障害児入所施設(私立)	
		指定障害児通所支援事業(私立)	

図表 119 認定こども園関係

登録とりまとめ	所轄庁(※)	学校設置者等	施設
都道府県 ※域内の指定都市及び中核市分も集約	都道府県	都道府県	幼保連携型認定こども園(都道府県立)
			幼保連携型以外の認定こども園(都道府県立)
		市区町村 (指定都市又は中核市を除く)	幼保連携型認定こども園(市区町村立)
			幼保連携型以外の認定こども園(市区町村立)
	指定都市又は中核市	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園(私立) (指定都市又は中核市に所在するものを除く)
			幼保連携型以外の認定こども園(私立) (指定都市又は中核市に所在するものを除く)
		指定都市又は中核市	幼保連携型認定こども園(指定都市、中核市立)
			幼保連携型以外の認定こども園(指定都市、中核市立)
	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等	幼保連携型認定こども園(私立) (指定都市又は中核市に所在するものに限る)	
		幼保連携型以外の認定こども園(私立) (指定都市又は中核市に所在するものに限る)	

※ 本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。